

# 平成22年第26回葛巻町議会定例会会議録（第1号）目次

平成22年12月14日

【開会】	.....	
諸報告		
・平成22年度定期監査結果及び例月現金出納検査報告書の配付		
・陳情第13号の配付		
・出張報告		
【会議録署名議員の指名】	.....	
日程第1 会議録署名議員の指名		
【会期の決定】	.....	
日程第2 会期の決定		
【請願審査付託】	.....	2
日程第3 請願第7号 TPP交渉に関する請願		
【議案第1号～議案第20号上程、説明】	.....	2
日程第4 議案第1号 平成22年度葛巻町一般会計補正予算（第5号）		
日程第5 議案第2号 平成22年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 （第2号）		
日程第6 議案第3号 平成22年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）		
日程第7 議案第4号 平成22年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第2号）		
日程第8 議案第5号 平成22年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算 （第2号）		
日程第9 議案第6号 葛巻町社会体育館及び総合運動公園に係る指定管理者の指定に 関し議決を求めることについて		
日程第10 議案第7号 ふれあい宿舎グリーンテージに係る指定管理者の指定に関し議 決を求めることについて		
日程第11 議案第8号 吉ヶ沢児童館及び冬部児童館に係る指定管理者の指定に関し議 決を求めることについて		
日程第12 議案第9号 グリーンパーク袖山ハウス及び馬淵川源流公園に係る指定管理 者の指定に関し議決を求めることについて		
日程第13 議案第10号 くずまき交流館プラトール及びくずまきミルク公園に係る指定		

管理者の指定に関し議決を求めることについて

- 日程第14 議案第11号 ミルクハウスくずまぎに係る指定管理者の指定に関し議決を  
求めることについて
- 日程第15 議案第12号 葛巻町山地酪農研修センターに係る指定管理者の指定に関し議  
決を求めることについて
- 日程第16 議案第13号 葛巻町森林公園に係る指定管理者の指定に関し議決を求め  
ることについて
- 日程第17 議案第14号 森の館ウッディに係る指定管理者の指定に関し議決を求め  
ることについて
- 日程第18 議案第15号 葛巻町コミュニティ防災センターに係る指定管理者の指定に  
関し議決を求めることについて
- 日程第19 議案第16号 町立コミュニティセンターに係る指定管理者の指定に関し議  
決を求めることについて
- 日程第20 議案第17号 葛巻町地域情報通信基盤施設に係る指定管理者の指定に関し  
議決を求めることについて
- 日程第21 議案第18号 盛岡地区広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び盛  
岡地区広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約の協議に関し  
議決を求めることについて
- 日程第22 議案第19号 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることにつ  
いて
- 日程第23 議案第20号 葛巻町地域情報化基盤整備工事の変更請負契約の締結に関  
し議決を求めることについて

【一般質問】

日程第24 一般質問

- 1 5番 山 岸 はる美 さん・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3  
( 1 ) 葛巻町災害警戒本部のあり方について  
( 2 ) 町立病院について  
( 3 ) 恒久的な農業の発展について
- 2 2番 鈴 木 満 君・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17  
( 1 ) 公共施設等整備基金の活用について  
( 2 ) 保育所及び児童館の再編計画と今後の運営方法等について

平成22年第26回葛巻町議会定例会会議録 第1号 (本会議)

告示年月日	平成22年11月19日(金)					
招集年月日	平成22年12月14日(火)					
招集の場所	葛巻町役場					
会期	平成22年12月14日～平成22年12月17日 4日間					
会議の月日	平成22年12月14日(火) 開会10時00分 閉会14時05分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員  (凡例) ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	柴田 勇雄	○	6	橋場 清廣	○
	2	鈴木 満	○	7	高宮 一明	○
	3	姉帯 春治	○	8	辰柳 敬一	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	鳩岡 明男	○
	5	山岸 はる美	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	3 番	姉帯 春治	9 番	鳩岡 明男		
会議の書記	議会事務局長	阿部 実	議会事務局総務係長	千葉 隆則		

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	農林環境エネルギー課長	荒谷 重
	副町長	觸澤 義美	建設水道課長	遠藤 彰範
	教育長	村木 登	教育委員会教育次長	近藤 勝義
	監査委員	橘 隆	病院事務局長	鳩岡 修
	総務企画課長	村中英治	農業委員会事務局長	和野 一男
	住民会計課長	入月 俊昭	総務企画課総合政策室長	佐藤 義房
健康福祉課長	野表 壽樹	総務企画課財政係長	大久保 栄作	

( 開会時刻 10時00分 )

**議長 ( 中崎和久君 )**

朝のあいさつをします。おはようございます。

ただいまから、平成22年第26回葛巻町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので会議は成立しました。

これから今日の会議を開きます。

今日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおります。

日程に入るに先立ち諸報告をします。

平成22年度定期監査の結果についてと例月現金出納検査の報告書が監査委員から提出されていますので、その写しをお手元に配付しております。ご参照願います。

次に陳情第13号、福祉灯油の実施継続を求める陳情について、議会運営委員会での協議結果を踏まえ、議員配付の扱いとします。

次に出張報告をします。

11月27日、第27回平庭高原の夕べ出席のため、久慈市に出張しました。

12月2日、東部地域春みどり専門部会平成21年度日本農業賞優秀賞受賞祝賀会出席のため、盛岡市に出張しました。

これで出張報告を終わります。

なお、平成22年第24回葛巻町議会定例会から本日までにおいて、葛巻町議会会議規則第120条ただし書きにより、議長において議員を派遣したのは、お手元に配付した資料のとおりですので、これを報告します。

以上で諸報告を終わります。

これから今日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、葛巻町議会会議規則第119条の規定により議長から、3番、姉帯春治君、9番、鳩岡明男君を指名します。

次に日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期について、本定例会の招集にあたり12月6日に議会運営委員会が開かれております。その協議結果について、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、姉帯春治君。

**議会運営委員長 ( 姉帯春治君 )**

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の会議結果について報告します。

12月6日午後1時30分から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期、議事日程等について協議しました。その結果、会期は本日12月14日から17日までの4日間とし、会期内の日程は議長がお手元にお示ししている日程のとおりです。

議員各位のご協力をお願い申し上げまして、報告を終わります。

**議長 ( 中崎和久君 )**

これで議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日14日から12月17日までの4日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月17日までの4日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しました会期日程案のとおりです。ご承知願います。

次に日程第3、請願第7号、TPP交渉に関する請願については、議会運営委員会の協議を踏まえ、輝くふるさと常任委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、請願第7号、TPP交渉に関する請願については、輝くふるさと常任委員会に審査を付託することに決定しました。

お諮りします。ただいま、輝くふるさと常任委員会に審査を付託しました請願第7号については、今会期中に審査を終え、12月17日の最終本会議で委員長の報告を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、請願第7号については、最終本会議で委員長の報告を求めることに決定しました。

次に日程第4、議案第1号、平成22年度葛巻町一般会計補正予算(第5号)から、日程第23、議案第20号、葛巻町地域情報化基盤整備工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてまでの20議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第20号までの20議案を一括議題とすることに決定しました。

順次、提案理由の説明を求めます。町長。

町長(鈴木重男君)

(別添議案書説明)

議長(中崎和久君)

総務企画課長。

総務企画課長(村中英治君)

( 別添議案書説明 )

議長 ( 中崎和久君 )

病院事務局長。

病院事務局長 ( 鳩岡修君 )

( 別添議案書説明 )

議長 ( 中崎和久君 )

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。議案第1号から議案第20号までの20議案については、輝くふるさと常任委員会に付託のうえ審査することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

( 「なし」の声あり )

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第20号までの20議案の審査については、輝くふるさと常任委員会に審査を付託することに決定しました。

お諮りします。ただいま、輝くふるさと常任委員会に付託しました議案第1号から議案第20号までについて、今会期中に審査を終え、12月17日の最終本会議で委員長の報告を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

( 「なし」の声あり )

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第20号までについては、12月17日の最終本会議で委員長の報告を求めることに決定しました。

なお、議案第1号から議案第20号までの審査は、明日12月15日本会議終了後から行いますので、ご承知願います。

ここで11時15分まで休憩します。

( 休憩時刻 11時00分 )

( 再開時刻 11時15分 )

議長 ( 中崎和久君 )

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第24、一般質問を行います。

今回の定例会には4名の議員から一般質問の通告がありました。

なお、一般質問に係る時間は、質疑、答弁を含めて1時間以内に制限していますので、ご承知願います。

制限時間の経過につきましては、制限時間5分前に鈴を1鈴、制限時間になった時点で2鈴を鳴らします。制限時間を超えての質疑、あるいは答弁は、特に許可した場合のみとします。

それでは、通告順に発言を許します。質問、答弁とも簡潔、明快にお願いします。  
最初に5番、山岸はる美さん。

## 5番（山岸はる美さん）

それでは、私の方から3点について町当局の考えを伺います。

まず最初に、葛巻町災害警戒本部のあり方について伺います。

議会では11月15日に町内視察を行い、7月の豪雨災害で被災された地域を見て、改めて地域の方々の不安や災害の大きさを思い知らされました。世界の気候変動が、予測できない災害を招いており、今後もゲリラ豪雨は多発する傾向にあると言われます。

通常、時間外に大雨警報が発令されると、災害警戒本部が立ち上げられ、総務企画課2名体制、分署員8名の10名体制が敷かれます。災害が起きる可能性が高くなると、災害対策本部に切り替わり、各課課長が配備用意、本部3役で12名体制に変わりますが、勤務時間内であれば情報の伝達や、担当課が現地へ出向くことも支障がないと思われれますが、7月のゲリラ豪雨の場合は時間外に多発しており、7月17日には状況が一変して、警戒本部から対策本部に移行する際の瞬時の災害だったと思われれます。庁舎内においては、瞬時に対応するためには、災害警戒本部の段階でも増員が必要ではないか伺います。

また、避難についてであります。元町川の災害では、一度避難した住民の方が自宅方面に向かい被災しました。また、今年7月のゲリラ豪雨では吉ヶ沢地区の方々が自主的に避難しました。町では本部、分署、各消防団、自主防災組織の連携を軸に防災対策を取られています。しかしながら、地域の自主防災組織でもカバーしきれない部分もあるかと思えます。生活弱者、いわゆる要援護者の方々はどの程度おられるのか。また、こういう方々の避難が必要とみなされた場合の誘導はどうするのか伺います。

次に町立病院について伺います。

他施設で多剤耐性菌の院内感染が発生していますが、当施設ではこういった事態に備えてのマニュアル作りや対処できるのか伺います。

次に耐震性についてであります。建築が昭和48年3月で38年以上経過しており、耐震診断は3回以上が対象とされ、当施設の耐震性は実際のところ把握できかねると思われれますが、当時の建築物であることから、どんな大地震にも耐えられるとは言い難いと思われれます。住民の健康と生命を守る施設であることが求められ、早期の建築が望まれるが、いつごろの予定か伺います。

次に、恒久的な農業の発展について伺います。

政府は国内の意見集約がなされないままに、関税の完全撤廃を原則とする環太平洋戦略的経済連携協定、いわゆるTPP参加を表明しました。産業が上向きになり、国内の農業は安い農産物が大量に輸入され、大打撃を受けると言われています。国内の食糧自給率を40パーセント以上という理念、国内の農業は元より、中山間地帯で第1次産業を基幹とする我が町にとっては存亡の危機になりかねない。国、県ではTPPに参加した場合の影響額を公表しているが、我が町の農業に及ぼす影響はどの程度と見込んでいるのか伺います。

次にサルモネラ菌について伺います。

昨年は宮崎県の口蹄疫のまん延で、同じ畜産を営む農家にとって、家畜が殺処分され、畜舎が空いてしまった光景は対岸の火ではなく、このような伝染病が我が町に入った場合を想像しただけでも、同業者としていたたまれない思いでありました。

さて、家畜防疫に対しては、宮崎県の口蹄疫の発生の際にもいち早く消毒剤を各農家に配付いただきました。しかしながら、サルモネラの発生もあり、一度農家に発生があると終息まで数か月かかると言われています。一番の対策はワクチンの接種と言われますが、1頭につき1,000円の費用がかかり、初回の牛だと2回の接種が必要となり、接種状況は飼養頭数の約3割から4割程度であります。ワクチンの接種が一番と思いながらも、厳しい酪農情勢の中での費用の負担が重荷となり、接種に踏み切れない状況であります。平成12年から1頭につき100円の助成をいただいておりますが、助成枠の上積みは考えておられないのか、お伺いいたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの山岸議員のご質問に対してお答えをいたします。

1件目の災害警戒本部のあり方についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の本部設置した場合の人員数についてでございますが、葛巻町地域防災計画の中で活動体制計画として災害警戒本部の設置等について規定をいたしております。災害警戒本部は、災害が発生する恐れがある場合において、情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため、設置することとされております。設置基準は三つございます。一つ目は気象警報が発表された場合、二つ目は長雨等による地面現象災害が多数発生する恐れがある場合、三つ目が大規模な火災、爆発等による災害が発生する恐れがある場合でございますが、実際には気象警報が発令された場合の設置がほとんどであります。

この災害警戒本部を設置した場合においては、応急対策に従事する職員を配置することとなっております。その動員計画であります。災害対策本部員である各課長等が配備要員となります。本部員は三役を含めて12名であります。

また、災害警戒本部の重要な分掌事務であります情報収集や伝達を円滑に行うため、総務企画課職員がこの対応に当たることとなっております。災害警戒本部の設置が、平日の勤務時間内である場合は、総務企画課職員が即時対応することとなります。なお、休日、夜間等の勤務時間外に気象警報が発表された場合は、町の消防防災事務を併任発令しております葛巻分署職員が初動である関係機関との連絡調整等に当たっております。総務企画課職員が登庁した後は、総務企画課職員が主体となって対応をいたしております。

休日、夜間等においても、葛巻分署においては6名から8名の職員が常時勤務しておりますし、総務企画課職員は通常最低でも2名以上が参集するように対応しているところであります。総務企画課と葛巻分署が緊密に情報交換しながら警戒対応をしていると



ころでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の避難が必要とみなされた場合の生活弱者の対応について、お答えをいたします。

災害対策本部が設置され、避難勧告、指示が出された場合においては、災害避難が迅速かつ安全に、そして確実に行われる必要があります。葛巻町地域防災計画の基本方針においても、災害時要援護者等への配慮が示され、災害時要援護者対策計画では、災害発生時における高齢者、心身障がい者、乳幼児、傷病者及び外国人など災害時要援護者の早期発見等に努めるとともに、災害時要援護者の状況に応じた福祉サービスの提供等援助活動を行うものと規定をいたしております。

災害発生時における要援護者援助活動を時系列的に考えますと、平常時と避難行動時、そして避難生活時の三つの段階に区分され、それぞれの時期に見合った援助が必要とされております。

災害発生時において、要援護者を早期発見し、迅速かつ確実に避難誘導するには、まず平常時である災害発生前の時点において、要援護者に関する情報の整備が欠かせないものとなります。町では災害発生時に要援護者となりうる、一人暮らし高齢者及び高齢者だけの世帯、心身障がい者の名簿を用いて災害時要援護者リストを現在整備しているところであります。

さらに避難行動時となる災害発生時、災害対策本部から避難勧告、指示が必要と判断された場合には、被災地において災害対策本部、警察や消防等の各機関及び自主防災組織等とその要援護者リストの情報を共有して、要援護者の避難収容等に関わる安否確認、保健福祉サービスの要否を確認する避難状況確認、要援護者の態様に配慮した方法による避難行動支援等にあたることなどが定められております。

また、避難生活時となる避難所が設置された場合の要援護者援助については、車いすや障がい者用トイレ設置等、生活環境の整備や保健師等を派遣し、被災した要援護者の心身両面の健康管理、メンタルケアとしての健康相談等の実施など福祉サービスなどを行うこととなっております。

2件目の町立葛巻病院についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の多剤耐性菌への対処についてであります。9月に東京都内の大学病院付属医療機関において、入院患者から多剤耐性アシネトバクター・バウマニ、MRABの院内感染が発生していた旨の報道があり、問題となったところであります。

厚生労働省はこの多剤耐性菌について、多くの抗菌薬が効かなくなった細菌のことで、健康な人については、一般的には身体の中に入ったり、皮膚や粘膜の表面についているだけでは、すぐに病気になるわけではないが、身体の抵抗力が落ちているときには、多剤耐性菌による感染症にかかることがあります。この場合、抗菌薬、抗生剤がきかないため、治療が難しくなるとしております。

このような耐性菌への対処として最も重要なことは、発生させないための取り組みをしっかりとすることです。葛巻病院における院内感染防止対策としては、防止対策マニュアルの作成、院内感染予防対策委員会での確認、全職員を対象にした院内研修会の実施とともに、現場での職員の手洗い、うがいの励行、手袋、マスク着用の徹底など

を講じているところであります。また、病院外からの来訪者には、病室入口へ消毒薬を設置し、出入りの都度の消毒を励行し予防に努めているところでございます。

2点目の病院の建築はいつ頃の予定かとのご質問にお答えいたします。

現在の葛巻病院は昭和48年3月に新築、昭和56年11月に一部増築したものであり、築後37年が経過しております。これまで大きな改修はなされていません。なお、鉄筋コンクリート造りである当施設の耐用年数は39年となっているところであります。

築後20年を経過した頃から全体的に施設の劣化が進み、屋上及び壁面からの雨水の浸透、給排水管のさびと漏水、照明器具の交換等の修繕が増えており、耐震性の面からも建築物としては総合的な改修が迫られつつあるものと認識をいたしております。

耐震補強等も含めた改修工事では、工事期間中の入院患者や外来診療への対応など解決すべき課題が多いこと、将来の利用を考えた場合には改修による改善には制約が多く、費用負担の割には十分な効果が望めないことも予測されるものであります。また、新築する場合には、長期的な視点からの医療需要はもちろん、医師や医療スタッフ確保の見通し、財政的な負担等総合的な検討とともに建築や経営の手法など他の優良事例の研究なども欠かせないものであります。

私は、町民が安心して暮らせる医療の確保は、住み続けたい町の基本条件であると認識をいたしております。葛巻病院の新築整備につきましては、可能な限り早期の実現を目指して検討してまいり所存でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目の恒久的な農業の発展についてのご質問にお答えをいたします。

第1点目のTPP、環太平洋戦略的経済連携協定に日本が参加した場合の町の農業に及ぼす影響について、どの程度見込んでいるかとのことです。TPP参加による日本の農業への影響については、農林水産省が米、麦などの19品目について試算した結果を公表しております。

農林水産省の試算では、何の対策も講じないままに、全世界を対象に関税を撤廃した場合という極端な前提条件で試算しているものではございますが、これによりますと、減少額が最も大きいのは米であります。これに続くのが豚肉、牛肉、牛乳乳製品であります。全体では4兆1,000億円ほどの減少額になると試算しているものであります。

また、岩手県では、農林水産省の試算と同じ方法で、県が推測可能な7品目について試算を行っております。これによると減少額が最も大きいのはやはり米で、これに鶏肉、乳牛、豚肉と続き、7品目全体の減少額は1,469億円で、本県の農産物生産額の60パーセントが減少し、大きな影響が出る試算となっております。

町の農業への影響について、町が推測可能な米と乳牛の2品目について試算をいたした場合ですが、農林水産省の試算では、都府県の生乳生産はプレミアム牛乳向けを除いては消滅するとしておりますことから、これに従えば本町の乳牛の減少率は100パーセントとなります。同様に米についても、差別化可能な米以外は外国産米に置き換わるとしてありますことから、本町の米の減少率は、これまた100パーセントとなります。乳牛、米の2品目の生産額が皆減するとの試算になりますことから、2品目合わせた減少額は約38億円でありまして、試算上は、町の農業生産額の約8割が減少することとなり、これは極端といたしましても町の農業への影響は極めて大きいことが想定されるわ

けであります。

このようなことから、ＴＰＰに参加した場合は、具体的に試算するまでもなく、酪農を基幹とする本町の農業は壊滅的な影響を受けることは確実な状況にございます。農家が希望をもって経営を継続していけるように、県はじめ農業団体などの関連団体等と連携して、国に強かにＴＰＰ参加の検討を撤回するよう強く働きかけてまいります。

なお、11月下旬には既に私と中崎議長とともに上京いたし、岩手県選出の各国会議員に対し要望書を携えてＴＰＰ不参加について強く要請したところであります。また、12月1日の全国町村長大会では特別決議をもって反対を表明したところであります。また、12月10日には新岩手農協主催のＴＰＰ交渉参加反対緊急集会にも出席をし、参加反対を表明をいたしたところであります。

ＴＰＰへの参加は、我が町への影響という視点以上に、日本の農業へ壊滅的な打撃を与え、食糧自給率は大幅に落ち込み、農業、農村の持つ多面的な機能も失われることとなるため、農家が希望を持って経営を持続し、日本の農業を守っていけるよう、今後も機会を捉えて国等へ強く働きかけてまいる所存でございます。

次に2点目の家畜へのサルモネラワクチン接種助成についてお答えいたします。

牛のサルモネラ症は、サルモネラ菌が原因で起こる届出伝染病であり、原因菌の経口侵入によって発症し、発熱、下痢、食欲不振などの症状が見られ、主に乳牛で発生をします。発病すると乳量の低下や流産などを引き起こすとともに、治療のために抗生物質を投与した場合、投薬後の生乳を出荷できなくなるなど酪農経営に大きな損失をもたらすものであります。

発生した場合には、岩手県中央家畜保健衛生所の指導のもと、農協や共済組合などの関係機関と対策会議を開催し、速やかに発生農場の牛舎消毒を行うとともに、町内の畜産農家に注意喚起しているところであります。

サルモネラ症対策としては、侵入防止、まん延防止、牛の健康管理が重要とされております。侵入防止では野生動物の侵入対策や踏込消毒槽の設置など、まん延防止ではこまめな除糞や飼槽の清掃、定期的な畜舎消毒など、牛の健康管理では暑熱ストレスの軽減や良質な飼料給与、ワクチンの接種などが有効とされております。

このうちワクチンの接種については、町では12年度から1回1,000円の接種費用に対し100円の助成を行っております。直近3か年間の助成実績は、19年度3,905頭、20年度4,828頭、21年度4,199頭となっております。

家畜防疫上、全頭接種することが望ましいわけではありますが、21年度の農家ごとの接種率は54パーセントにとどまっております。

サルモネラ症が発生した場合の酪農経営への打撃は大きく、酪農の産地としての地位やイメージも揺るぎかねないことから、町としては重要課題として取り組まなければならないものと考えております。今後ともサルモネラ症が発生しない、安定した酪農経営を持続できるよう指導してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

## 5 番（山岸はる美さん）

ただいま町長から答弁いただきましたが、私が質問した災害警戒本部の時間外の分増員が必要ではないかという私の質問は、どう捉えておられるでしょうか。

7月17日は、災害警戒本部から災害対策本部に切り替わった。でも、そのとき吉ヶ沢地域では瞬時に状況が変わってしまって、避難する人たちも出たようであります。その警戒本部から対策本部に移り変わるときの人員の、やはり早期の招集といいますか、そういうことも基本的なものだと思いますが、それに対して、こういった事態を踏まえて、災害警戒本部の段階でも増員が必要なのではないか、その点についてお伺いします。

## 議長（中崎和久君）

総務企画課長。

## 総務企画課長（村中英治君）

お答えを申し上げます。

災害警戒本部の人員体制でございますが、従来、昨年あたりまでは勤務時間外の対応ということで、基本的には1名で対応してきてございます。

それは、警報が盛岡広域単位で出るということでございまして、その間も年間で十何回出ておりますが、全く晴れていて雨も降らないというような状況もかなりありまして、ほとんどは警戒本部を設置したという情報について県、あるいは警察署、消防に連絡をすると、それで警報が解除された場合には警戒本部を解散しましたという連絡をするというケースが十数回のうちの10回以上ということで、そういう状況もございました。そういった中で、1名で対応しながら、状況を見ながら増員を図るという体制でやってきてございます。

今年度からは、5月から警報が市町村単位で出されるということがございまして、言葉は悪いですが、今までは空振りというような言い方をしてございましたが、そういうケースがかなりなくなるのではないかとということで、今年度からは最低限2名で、そういうケースでは対応してまいりたいということで、それまでに比べれば1名増やした形の中で対応できるような体制をとっているところでございます。

7月17日等の災害につきましては、当初はそういう体制でございましたが、その後招集をかけて3名、5名、7名、最終的に7名ぐらいまで動員をして、その日職員だけで対応しているところでございますので、その状況等を見ながら自主的に参集してくる職員もございまして、こちらから連絡をして参集してもらおう部分もございまして、その状況を見ながら人数を増やしていくと、毎回7名、8名の対応ということもなかなか、長引いた場合には交替ということもございまして、その警報の状況、あるいは台風ですとか、今後の見通し等、いろいろな情報が6時間以降までどういうということが分かるようになっておりますので、そういった状況を見ながら、連絡をとりながら、あるいは来てもらうというような対応等、連絡もしながら、状況に合わせながら対応していくということでやってございまして、今後もそういうことで進めていきたいというふうに

考えてございますので、いつも2人ということではなくて、状況に合わせてながら3人、4人と増やすような体制ということで運営しているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

その招集のあり方ですね、自主的に庁舎内に来られる方と、招集があってから来られる方、確かに時間外でありますし、土日の職員の枠を縛るというわけにもいきませんが、やはり、こういう人災というのは、たまたま今回は人命に影響がなかったということが幸いのことかと思われませんが、統一見解の場面におけば、やはり自主的に来てもらうべきものではないでしょうか。自主的な方と招集がかかってから来る方のスピードというのは違うと思います。災害というのは瞬時におきますし、その対応というのは、やはり瞬時に求められると思います。もう一度お願いします。

議長（中崎和久君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

我々は招集があって来るわけではなくて、2名、3名というのは自主的に、警報が出た情報を得た段階で来ることになりまして、それ以外、そういう部分に気がついて、近い職員等については自主的に来て状況を見ながら、あまりいなくてもいいようなときには一旦帰って今後に備えるとか、そういう対応をその時その時でしながらやっているわけで、呼ばれたら来るという形では決してございませんので、そういう情報は常日頃からいろいろな形で、携帯、あるいはテレビ、いろいろな情報等を捉えながら、警報が入れば气象台から即警報発令のメール等がくるようになってございますので、そういうものを受けて自主的に参集してくるという体制でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

分かりました。

それでは、避難の場面についてであります。担当課の方ではマップのようなものを策定しているようではありますが、その策定があって、例えばその避難所に保健師が入った場合、例えば自主防災組織ではセンターが中心となって避難所になっていると思いますが、そういった場合にその避難所の生活に対応しきれないような方、万が一在宅で介

護サービスを受けている方々が避難所での対応が困難な場合には、町内には2施設の介護施設があります。協定を結ぶとか、やはり安心、安全な場所にそういう方々を保護するといいますか、そういう動きも必要ではないのか、担当課の方からお伺いします。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野表壽樹君）

災害時の援護者ということで、現在の課題は援護者の情報が少ない、あるいはまた、援護者の特性に合った個別支援計画というものがまだございません。また、要援護者に対する支援者といいますか、そういったのが明確化されていないというのが現在の課題ではないのかなというふうに捉えております。

そういった中で質問がございましたけども、災害時における避難支援計画というものを現在策定する方向で準備しております。その中で、今お話があった介護等が必要な方ということには、現在社会福祉法人等が経営している、そういった施設が2か所、あるいはデイサービス、あるいはこの間完成しました多機能型の施設がございますが、そういったところが福祉避難所として活用できるように、そういった計画の中で決めて、進めていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

やはり計画策定中というよりも、こういうゲリラ豪雨、または災害というのは春先から、やはり低気圧とか、そういうものが今では災いをしております。やはり計画を策定するということには目標年度が必要かと思いますが、いつ頃とみているのかお伺いします。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野表壽樹君）

現在、来年度地域防災計画の見直しというふうな形で進めておりますので、それに併せて策定したいというふうに考えておりますし、現在社会福祉協議会が進めております小地域見守りネットワーク、さらに災害時にも対応した、いわゆる支え合いマップづくり、これは、そういった災害時に援護が必要な方等々のそれを地域の図面に降ろして、情報を図面に書き込むなどしておりますので、非常に災害時には有効というふうに考えておりますので、そういった情報も現在進めておりますので、そういった情報も取り入れながら計画に盛り込んでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

先ほどの警戒本部の体制についてでございますが、少し付け加えさせていただきますが、先ほど総務企画課長の方から、最初の段階は2人から順次体制を整えて7名というようなどころまでの話をしたわけでございますが、それは総務企画課の体制の分野でございます。したがって、災害時の情報の収集とか、そういう分野、あるいは消防団との連絡、あるいはマスコミ関係、あるいは県等の報告という事務的な、そういったふうな分野もございまして、そういう体制になります。そのほか、そういう体制の場合に建設水道課の職員がほとんど出てきておりますし、そのほか建設水道課の方も現地の方を巡回しながら、3班、4班に分かれまして巡回しているという状況、それから農林環境エネルギー課につきましても、そういう建設水道課と連携しながら現場といたしますか、そちらの方の対応をしている状況でございます。さらには公共施設といたしますか、学校関係、あるいはそういう施設関係においても、教育委員会の方からもそういう状況の対応ということになりますし、先般の7月、8月のゲリラ豪雨等につきましては、町長が本部長になっているわけですが、町長もそういう段階においては7時、8時、そして12時ころまで本部の方に詰めていただき、私もそういう形を取らせていただきながら、その瞬時の対応についても、できるだけそういう体制の中で進めさせていただいておるところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

分かりました。

避難についてであります。例えば地域の方々が避難した場合には、保健師はその避難所に必ず入ることなのではないでしょうか。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野表壽樹君）

地域のその被害状況といたしますか、それによると思いますけども、現在保健師を7名ほど配置してございますので、その範囲内という形で配置していきたいというふうに考えております。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5 番（山岸はる美さん）

どこの地域においても、高齢者や障害を持った方々が必ずおられると思います。やはり状況が、災害が起きて避難せざるを得なくて、やはり皆さん心の心配といいますか、あると思いますが、保健師さんが入ってくれることで、その次のステップに移り変わるといいますので、このことはぜひ実現してほしいと思います。

続いて、町立病院のあり方について、マニュアル作りも体制が敷かれているということですが、例えば万が一そのマニュアルどおりにやっても、何らかの院内感染が起きた場合、患者同士の接近とか、極力接触を避けるための病棟はあるのかお伺いします。

また、先ほど町長が住み続けたい町というのは医療の確保が重要であると言われました。公共施設等整備基金は将来の建設予定のための基金と思われます。過疎地域自立促進計画は22年から27年であり、26年に計画上は予算が組まれています。現在も老人ホームと隣接しており、利便性を考えれば葛巻病院と老人ホームの建設は一体的なものと思われますが、この見通しはどうでしょうか。

議長（中崎和久君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

院内感染の発症者が出た場合というご質問でございますが、感染マニュアルにつきましては、どの病院でもそのような形になっておると思います。厚労省、岩手県の場合は保健所を通しまして、それぞれの医療機関に指導がされてございまして、院内感染予防対策マニュアルという形で当院の場合は平成14年に作成してございまして、その後様々な状況変化によりまして6回ほど改定してございまして、今はそのマニュアルに沿った対応をしております。

それ以外には、毎月その情報を把握するために予防対策委員会を開催し、動向を把握するというような状態になってございまして、感染対策につきましては研修会を開催するというような部分で、その対応について研修しておるところでございます。

発生した場合という部分でございますが、どの医療機関においても同様な扱いだと思いますが、まず感染した方の接触を避けるという部分が一時的に必要な部分になってございます。同じような感染者の場合には、その部分でグループ化するというような形も取られるというような体制になってございます。そういう部分では、若干その患者間の、患者といいますか、部屋の移動等も伴うかと思いますが、そういう部分では分離した形での入院という形は、相当な量が多くならない限りは対応できるというふうに考えてございます。その部分において対応する職員の感染対策を取っていく必要があるというふうに考えてございます。よろしくお願いたします。

議長（中崎和久君）



副町長。

副町長（ 觸澤義美君 ）

病院と養護老人ホーム等も含めてということでございますが、ただいま町長からご答弁申し上げましたように、今回の病院につきましては内装、あるいは器械設備、そのほか電気設備等かなり老朽化が進んできているという状況でございます。

そういう中で、今後の課題というようなことの中で、今回も公共施設の整備基金を積み立てさせていただいておるわけでございますが、葛巻病院のそういう課題、それから養護老人ホームの課題、そのほか当時建設された建物といたしますと、役場庁舎、あるいは総合センター等々も同様の年代といたしますか、に整備されたものでございまして、それらにつきましても大変老朽化も進んできているという状況でございます。現段階で、先ほど申し上げましたような葛巻病院、あるいは養護老人ホームというものを、今すぐという形にはならないわけですが、そういう状況等、緊急度、あるいは重要度といたしますか、そういったふうなもの等も十分検討させていただきながら、今後の整備については方針を立てて進めてまいりたいと、このように考えておるところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（ 中崎和久君 ）

山岸はる美さん。

5番（ 山岸はる美さん ）

いずれ、公共施設の建築というのは目白押しであると思います。優先順位がどれなのかというの、また今後の課題になると思いますが、しかしながら大規模な建築になると思われます。やはり、このような大きな事業があるときは町民の方々からのパブリックコメント、どういう形であってほしいのかという、いろいろな意見を公募して、それを計画に、まだ期間があるのであれば、十分なパブリックコメントを行うべきではないかと思われます。

また、建設というのはハード面ですが、ソフト面でありますと、構造上廊下が一つであることから、一般の外来患者さんが診察待ちしている中を、車いすやストレッチャーで移動する患者さんのプライバシーについても、私たちは配慮しなければならないと思います。

私がインフルエンザの予防注射のため来院していたとき、車いすに乗った方が多くの方の前を通るとき、顔を覆った場面がありました。立場が変わると、もしかしたら私もそうしたくなかったかもしれません。以前にもカーテン越しで医師と患者のやりとりが筒抜けで、プライバシーの保護という点からも病院建築は優先事項と考え、それでも病院の方でも努力をしてくれていまして、待合室にはあまり人は入らないようになっておりますが、やはり、こういうハード面の建築部門だけではなくて、葛巻病院を利用される方、患者さんの立場といたしますか、やはり廊下一つであることから、皆さんが待っているところを検査のためにストレッチャーとか車いすで通らなければならない、そ

の心理というのを考えれば、やはり、これは早急な解決が必要と思われますが、この点についてもう一度お願いします。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

病院の今後の具体的な進め方といいますか、これらについて今ご質問等がありましたが、おっしゃるとおり患者の立場といいますか、ここをしっかりと受け止めた中での施設のあり方、これが基本になりながら、病院の整備というのを検討していかなければならないと、このように思っております。

したがって、例えばこういう構想を立ち上げるというような場合につきましては、例えば準備委員会、あるいは検討委員会というような、段階的にも今おっしゃったような意見等を広く、その専門家の方々、あるいは患者の立場、あるいは町民の立場からも、いろいろそういう立場の中でお伺いしながら、そういう課題をしっかりと捉えた施設になっていかなければならないと、このように考えているものでございます。いずれ、そういう構想を立ち上げながら、進めていく段階におきましては、おっしゃいますような住民の、そういう意見をしっかりとお伺いして整備できるように進めていかなければならないと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

では、最後にTPPとサルモネラについてお伺いします。

先人の方々が山を開拓し、乳牛を導入して114年、また、米作りも何回か冷夏に見舞われながらも品種改良がなされ、現在に至っております。なぜ国産の食料が高いのか。それはトレサビリティ、あるいは残留農薬の有無、また食料を生産していく人間の手と目があって、国内の厳しいチェック体制の中で生産されているからです。今こうしている現在も、抜き打ちでも輸入牛肉のBSEの危険部位とされるものが混入しています。TPPに参加した場合、確かに安いものが入ってくるが、安全、安心のものにはほど遠くなるのではと有識者の方々も指摘されています。町長、議長もあらゆる場面において、このことについては意見をされているようですが、町長は12月10日の新岩手の環太平洋戦略的経済連携協定交渉参加反対緊急集会にはどのような訴えをしたのかお伺いします。

また、サルモネラワクチンの接種については、重要課題としてしていると答弁いただきましたが、助成枠の上積みにはならないのか、その点についてもお伺いします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの山岸議員のご質問であります。JAの大会でどのような発言をしたかということでございます。現在、明確な農業に対する対策が示されないままTPPへ参加をするということは、極めて危険であるということ、そしてまた、山村の持っている多面的な機能、あるいは広域的な機能を失う、そしてまた、食料生産をする機能まですべて失う残念な日本になることが懸念される。参加をすべきではないということ。そしてまた、もう一つは食糧自給率を50パーセントまで上げると、そういった食料・農業・農村基本計画においての議決がなされているわけでありますので、その食糧自給率50パーセントを達成する方が先であろうということを強く訴えたものであります。そして、TPPへの参加については断固反対であるということを表示してまいりました。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

サルモネラの助成金の分についてお答えします。

先ほど町長の答弁にもございましたとおり、平成12年度から、町としては1,000円に対して100円の助成を行っているところでございます。そういった中で、現在50パーセントちょっとの接種率でございますが、この接種率につきまして、必ずしも補助率を上げれば接種率が高まるものでもないのかなと思っております。といいますのは、地域の差もございまして、農家意識の問題、例えば今年口蹄疫の状況もございましたし、また乳質改善等で農家を回った際もそういった部分が感じられるところでございます。そういった部分も踏まえまして、今後助成の増枠等については検討させていただければと思っております。

議長（中崎和久君）

山岸はる美さん。

5番（山岸はる美さん）

今年はさらにアカバネ病が25年ぶりに発生しています。こちらの費用も1頭につき1,700円程度であります。

今年は合併55周年であり、土谷川地区に農林業体験交流施設が完成し、県ホルスタイン共進会の開催を見込んでいたわけではありますが、サルモネラ菌の発生があるということで、残念なことに中止になりました。また、地球温暖化のためにいろいろな伝染病がまん延するのではと思われています。足腰の強い畜産経営のためにも、今農家が抱えている大変な思いといいますか、いろいろな病気が出てきている、その病気に対して防疫もしていかなければならない、やはり、そういうところに町の基幹産業である助成枠

の上積みというのは今後も考えられないということですか。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

考えられないということではございませんが、そういった、いろいろな角度から検討しながら、額、あるいは体制等についても検討させていただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

ここで、午後1時30分まで休憩します。

（休憩時刻 12時10分）

（再開時刻 13時30分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。一般質問を続けます。

2番、鈴木満君。

2番（鈴木満君）

私は通告しております2点についてお伺いをしたいと思います。

午前中に一般質問されました山岸議員と質問、答弁がダブるかと思っておりますけども、当局の答弁の方よろしくお伺いしたいと思います。

最初に公共施設整備基金の活用についてお伺いいたします。

町が行う公共施設等の整備を要する経費の財源に充てるための公共施設整備基金を設置する基金条例が、平成21年3月定例会に提案され、同年4月1日に施行されたところであります。現在ではその積立金額も、平成21年度で350,000,000円を積み立てし、平成22年度当初予算では、1億円の積み立てをすることとし、さらに補正予算においては、2億円を増額積み立てすることとしており、現時点では最終的に550,000,000円もの多額の積立金になろうとしております。

このような現状にあって、町の公共施設の中で特にも老朽化が著しい病院及び老人ホームは大きな課題であります。葛巻病院においては昭和48年に整備され、既に38年を経過し、老朽化が著しくなっております。また、昭和48年に同じく整備された養護老人ホーム葛葉荘も37年を経過し、これまた老朽化が著しくなっております。

このような状況下で、この積立金を今後どれだけ積もうとしているのか。また、ただ積むだけではなく、施設整備の基本的な方針を示す時期にきているのではないかと思います。その施設整備の構想等についてお伺いをいたします。

次に、保育所及び児童館の再編計画と、今後の運営方法等についてお伺いします。

町立保育園及び児童館の再編動向と今後の運営方法等について質問いたします。本町

の少子化は歯止めがかからず、依然として進行しております。ここ数年の出生者数は30人台で推移してきたところではありますが、このような現状にあって、私立葛巻幼稚園は今年度末をもって廃園の方向性が確認されています。また、冬部児童館についても、これまでの当局の説明では平成23年3月末を一応の閉園の目途とし、子どもの増減数を見ながら、地域との話し合いを進めてきたところでもあります。

また、小規模保育園等の移行基準を定めているとしていますが、小規模保育園の今後における再編、保育所及び児童館のあり方について、当局はどのように考えているのかお伺いいたします。

そこで、本町の出生数の状況と、保育所及び幼稚園の入園状況はどうなっているのか。各保育園の入所状況はどうなっているのか。また、今後の見通しはどうなっているのかお伺いしたいと思います。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの鈴木議員の質問にお答えをいたします。

まず、公共施設等整備基金の活用についての質問でございます。

1点目の今後の基金の積立額についてでございますが、公共施設等整備基金につきましては、公共施設の新設や老朽施設の改築、改修などの財源として積み立てを行っているものであります。昭和40年代から50年代に建設された施設が多数あることから、これらの施設の改築や修繕等を念頭に置いたものであります。将来の施設整備に備え、建設年次や後年度の財政負担を極力低減させ、事業を円滑に進めるための方策として、年度末や前年度繰越金が確定した時期等に財政状況を勘案しながら総合的に判断し、基金への積み立てを行っているところでございます。

このようなことから、いつまでに、いくらというような金額を設定しているものではなく、あくまで将来の施設整備事業が円滑に実現できるよう、積み立てが可能な時期に可能な範囲で財源を確保していこうとするものでございますので、ご理解を願いたいと思います。

2点目の施設整備の構想についてでございますが、現時点では整備時期を特定するような、具体的に本基金を活用する構想はございません。

先ほども申し上げましたが、昭和40年代から50年代に建設された施設が多数あることから、これらの施設の改築や修繕には、総合計画や過疎地域自立促進計画に位置付け、それに基づき事業実施年度や後年度の負担等も含め、財政状況等を十分に見極めながら、総合計画、実施計画に計上の上、事業内容や実施時期を判断していくべきものと考えております。

先般策定いたしました過疎地域自立促進計画においては、葛巻病院の建設に向けた概略設計費を盛り込んだところでもあります。葛巻病院につきましては、昭和47年の建設から、利用開始後37年が経過をいたし老朽化が進んでおりますことから、患者さんが

より快適な環境の中で診療を受けられるような病院づくりを実現したいと考えているところでもあります。

また、いずれ老人ホームや社会体育館、役場庁舎、総合センターなどの改築や大規模修繕等が必要になっていくものと認識をいたしております。各種事業の緊急性や優先度を慎重に判断しながら、財政状況を十分に見極めたうえで実施可能な時期に、それぞれ整備を行っていきたいというふうに考えております。

2点目の、保育所及び児童館の再編計画と今後の運営方法等についてのご質問にお答えをいたします。

町では、社会に出て自立できる人間形成において、幼児教育の果たす役割は極めて重要であると認識をし、これまでも町立保育所と児童館、さらには私立幼稚園との連携を深めながらその推進を図ってまいりました。

残念なことに、町内唯一の私立幼稚園が本年度末で閉園するという状況になったことから、保護者の要望に応え、保育に欠けない幼児の受け入れ、幼保一元化つまりは教育と保育を一体的に行う観点等から、本年4月から葛巻保育園を認定こども園葛巻保育園としてスタートいたしましたところでもあります。

まず、本町の出生数についてでございますが、学齢別にこの間の転出入を考慮した幼児数で見ますと、22年5月末現在の5歳児は40人、同様に4歳児が40人、3歳児が32人、2歳児が32人、1歳児が29人、0歳児26人と減少傾向にある中でありまして、本年度の出生見込数は47人と将来に向け明るい兆しが見え始めておるものであります。

また、現在の保育所及び幼稚園の入園状況は、本年12月1日現在で、葛巻保育園が定員85人に対し92人、五日市保育園は定員30人に対し18人、江川保育園は定員20人に対し14人、小屋瀬保育園は定員20人に対し10人、葛巻幼稚園は閉園までの暫定運営ということもあり4人となっております。

今後の入園につきましては、保護者の就業状況や1、2歳児の入園希望等により左右されますが、葛巻保育園は当面定員を確保できる見込みである一方、平成23年度以降、五日市、江川、小屋瀬の3保育園は定員を下回ることも想定されております。

保育所と児童館の運営については、これまで本町の少子化傾向や町財政の状況等を背景にした17年度の町行財政審議会答申、それを受けた第4次行政改革大綱を踏まえ、一定の基準を設けて運営に当たることとし、地域説明会を開催してきたところであります。

この基準は、保育所については2年続けて入所者がおおむね15人を下回る状況になった場合、その後の出生数の状況を踏まえながら児童館への移行に向けた地元との協議をし、児童館については利用者が5人以下になる場合、その後の出生数の状況を踏まえながら閉館に向けた協議を行うというものであります。

先ほど申し上げましたとおり、五日市、江川、小屋瀬の3保育園は15人の入所が危ぶまれる状況にあるわけではありますが、今年度の出生数等を踏まえ、数年はその状況を見極めながら、五日市保育園、江川保育園については、当分の間、現状での運営を考えているところでもあります。

施設についても、昨年度から国の経済対策交付金を活用し、小屋瀬保育園の外壁補修、

五日市保育園の床補修と屋根の塗装塗替等を行い、老朽化に対する施設の延命化を図ってきました。今後は就学前教育の必要性に鑑み、教育環境を整える観点から、人的配置を効率よく行うため、葛巻保育園を核に他の3園を葛巻保育園の分園として一体的に管理運営することも検討してまいります。

また、児童館についても、現在、吉ヶ沢児童館の入所者が8人、冬部児童館の入所者が9人です。今後もほぼ同数の入所者が見込まれていることから、当面運営を継続してまいりたい、そのように考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

2番（鈴木満君）

11月26日に開催されました臨時議会において、この過疎法の自立促進計画が示されたわけですが、平成22年度から27年度までのということですが、その計画の中に高齢者福祉施設の項目ということで、養護老人ホーム整備事業、それから診療施設の項目に葛巻病院新築事業という項目がございました。それぞれの予算が平成26年度に計上されたと、その予定になっておりますけれども、具体的に現在このように進めてまいりたいというのがありましたら、ご答弁願いたいと思います。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

施設整備の関係でございますが、午前中の山岸議員さんにもお答えしているところでございますが、現在のところ、公共施設の整備の課題という中では葛巻病院、老人ホーム、その他同じ年度といたしますが、年代に整備した公共施設が数多くございますので、そういう施設は、今先ほどもご答弁申し上げましたように、30年代後半に差しかかっているというような状況でございます。

そういう中で、設備等、あるいは内外の内装といたしますか、そういう分野、あるいは電気設備、様々老朽化も激しくなっているという状況にございまして、そういう状況にはございますが、今後その優先度、緊急度ということにつきましては、住民の意向等々をしっかりと踏まえた形の中に、そういう優先度、緊急度というものを位置付けながら、今後の計画にも今調査費といたしますか、そういう形の中には計上を盛り込んでおるわけですが、具体的にという部分につきましては、先ほど申し上げましたように、構想としては持っていないわけですが、そういう課題というものを捉えながら、今後住民の意向等もしっかりと踏まえながら対応していかなければならないと、このように考えているところであります。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

2番（鈴木満君）

分かりました。

次に養護老人ホームの整備と運営方法についてお伺いしますけれども、指定管理制度によりまして平成17年度に最初の指定管理を行いまして、2回目の更新による指定管理は平成22年4月に行ったところでありまして、そして次は平成26年度に終了するわけですが、今後この施設整備と指定管理についてどのように進めていくのかということ、単独で行っていくのか、それとも引き続き指定管理で進めていくのか、どのように考えているのかお伺いします。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

養護老人ホームの施設の整備に係る件でございますが、先ほども申し上げましたように現段階では、その具体的な整備時期と申しますか、そういう時期等もまだ具体的になっておりませんし、そういう整備を図っていくという場合につきましては、今お話ありましたように町の施設として整備していくか、あるいは法人整備と申しますか、そういう形の整備の方がよろしいのか、そういったふうなこと等も十分検討しながら対処していかなければならないものだと、このように思っているところでございます。具体的には現段階でこういう形にしていきたいというような形には、今はまだそういう形にはなっていないということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

2番（鈴木満君）

葛葉荘についてお伺いしますけれども、現在依然として2人から4人部屋というふうに聞いておりますけれども、入所者の人権の保持やプライバシーの保護の観点からも、早く施設の整備が求められると思いますけれども、現在の入所状況についてお伺いしたいと思いますけれども、例えば定員に対して現在何名というふうになっているのでしょうか。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。



健康福祉課長（野表壽樹君）

現在葛葉荘の定員は50名でございます。満床の状況でございます。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

2番（鈴木満君）

その50名の中には他の市町村から来られている方もいらっしゃるのでしょうか。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野表壽樹君）

詳しい資料は今手元にはございませんけども、定員50名に対して約半数が町内でありまして、あとの半数は町外から入所している状況でございます。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

2番（鈴木満君）

県内の市町村では、医療と福祉の両面の機能を有する健康センターというような呼び名で整備しているところもあろうかと思っておりますけども、今後我が町でこの医療、福祉、介護の連携をどのように考えているのか、その構想などありましたら、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

現在も葛葉荘の場合、医療施設と一体的な施設、そして、そういう環境の中で生活していただける状況と申しますか、そういったふうな中で37年、38年経ってきておりますが、今後におきましては環境的な、そういう医療施設との整備、医療施設と隣接した形の中に、一体的な運営というのもひとつの方法であろうと思っておりますし、そういう面等も含めて、現段階でどういう構想ということは、先程申し上げておりますように、現段階ではそういう段階のお答えを申し上げるような中身にはなっておりませんので、今後そういう老人福祉施設等々におきまして、整備の課題であるわけですが、そういう医療施設等との一体性といいますか、そういう中に考えていかなければならないとか、そういったふうなもの等につきましては、そういう関係者の方々、あるいは住民

の方々、入所者の方々、そういう方々の意向というものも十分踏まえながら、今後そういう構想づくりを進めていかなければならないと、このように思っておるところでございます。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

2番（鈴木満君）

ありがとうございました。

次に保育園、保育所についてお伺いしたいと思います。

今町長の答弁では、当面は現在の施設を現状のまま使用といいますか、運営はそのままというご答弁をいただきました。そこで、江川保育園、小屋瀬保育園についてですけども、このように児童の定員割れということで、保育士の設置も減らしているのでしょうか、そのままの体制なののでしょうか、その辺のところお伺いしたいと思います。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

教育次長からお答えをいたします。

保育士の定員につきましては、最低基準というものが、児童福祉施設の最低基準といったものに定められておまして、それに見合った、その基準を超える保育士の配置をしております。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

2番（鈴木満君）

特にも小屋瀬保育園は3名から2名の保育士で運営されているというふうに親御さんから聞きましたけども、親御さんの中からは安心、安全の面から、やはり、そういう指導的な立場で、減らさないで何とか3名のままでできないかというお話を私も聞きました。そのことについては、どのように考えておりますでしょうか。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

確かに幼児が2人減った、3人減った、基準を満たすから3人が2人になっていいのかというご指摘を受ければ、そのようなご指摘になりますが、それでいながら、やはり

効率よい行政の運営という観点からもしっかりと考えていかなければなりませんので、保育に支障があるような体制にならない、決して、そういった空きが出ないような保育士の配置を考えております。例えば、どうしても休まざるを得ない日の代理の保母であったり、保育士であったり、そういった配置はしっかりと考えているつもりでございます。ただ、その1人、2人のところで、3人をしっかりと配置すべきだと言われれば、それも検討しなければなりません。現状の保育士の数を適正に配置をした中で、今年設置ということになりますので、今すぐ3人にするかということには、少しそこまでは、予算的な部分から、あるいは財政的な部分から検討を要する部分かなというふうに考えております。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

2番（鈴木満君）

その保育園の運営を現状のままということでございますけれども、やはり、それぞれの保育園、江川、五日市、小屋瀬保育園、そして吉ヶ沢、冬部の児童館の親御さん、父母の会と申しますか、そういう地域住民にも今後そのような現状の説明会みたいなのを、当局の方から話し合いの場というのは考えておられるのか、ぜひ私はしてもらいたいと思っておりますけれども、そのことについてはどのように考えておりますでしょうか。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

児童館の運営、あるいは保育所の運営、現状の少子化の流れの中で、大変判断が難しい状況になってきております。一方で今年の出生見込数が昨年の26人から43人というようなことで、非常に期待をしたい、明るいデータもございますので、そういった中での見極め、地域バランスもあります、行政の平等性もあります、総合的に判断する中で非常に難しい時期に差しかかっているとは思いますが、そのことをしっかりと説明をしながら運営していく必要がある。先ほど町長から当分の間現状のままでと、保育園、それから児童館について現状のままでというふうなこともございました。しかし、一方で少子化が進む、そういった状況もしっかりと説明をしながら、住民の皆様の理解を得て進めていかなければなりませんので、年度内での説明というものはしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

2番（鈴木満君）

葛巻保育園の認定こども園の運営についてお伺いしたいと思います。

この4月に新たな制度による認定こども園が、公設による保育所ではなく、いわゆる県内では初めての施設として開設になりましたけれども、この幼稚園機能の部分と、これまでどおり保育所機能の部分が一体的に運営されていることとされておりますけれども、これまで運営してきて、まだ期間は短いわけではありますが、何か課題とかそういう問題点、そういうのがありましたらご答弁願いたいと思います。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

認定こども園の移行につきましては、そういった保育に欠けない幼児の受け入れをする施設が必要だという背景もあり、進めてまいりました。決して、そういったマイナスイメージだけではなくて、せっかく新たなスタートをする施設ですから、より効果を高めていこうということで、職員にもそういった意識付け、これまでも就学前教育なり、しつけなり、そういったことを意識した保育にはしっかりと従事をしていただいております。そういった中で手前味噌の判断、評価をしても、これはまずいと思いますので、当然私どもが行うことにつきましては、住民の評価というものがついてくるだろうと思いますが、以前にも増して体験活動のようなもの、例えば農作業の体験、種まきとか、そういったものから引き続いて草取りをやったり、収穫までしっかり体験をする。今年には小中学校連合音楽会にも年長児を加えたり、様々な意識付けをしながら行っておるつもりです。せっかく行う、新たなスタートを切った部分ですから、より良いメリットの方を拾いながら進めていこうと考えておりますので、現時点でこういったことが課題ということは考えておりません。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

2番（鈴木満君）

その認定こども園につきましては、小学校との連携ということで、先ほど次長が音楽会と合同でのというのがございましたけれども、それ以外に何か今後こういう取り組み、あるいはこういうふうにしたいなというのがありましたらお願いしたいと思います。

議長（中崎和久君）

教育次長。

教育委員会教育次長（近藤勝義君）

今年は議員お分かりだろうと思いますが、小屋瀬保育園、それから小屋瀬小学校との連携ということで、小学校の児童と保育園の年長児との交流を行ったところです。そう

いった小学校との連携活動をたくさん行っていききたいというふうに思っておりますし、少し情操教育、楽器に触れることであったり、和太鼓のようなもの、あるいは簡単に使えるような楽器等があれば、そういったものに触れる機会であったり、様々増やしていければいいのかなと思います。この部分につきましては、大きな構想があるだろうと思いますから、教育長から答弁をさせていただきます。

議長（中崎和久君）

教育長。

教育長（村木登君）

先ほどのご質問にもありましたのですが、何か課題がないかということについて、まずひとつお話ししたいと思いますけども、それこそ自治体とすれば、初めて認定こども園を認定されて取り組んでいる町であるということですので、我々もそういうふうな意識を十分持ちまして、勉強もしなければいし、職員ともいろいろな交流、情報交換しなければならないということで、まず職員の意識化ですね、勉強、研修、そしてほかの先進事例等をうまく使っていくというようなことが、やはり、これからの課題であると。教えるものが、あるいは世話するものが、やはり、そういう気持ちにならなければならないということでありまして、そういうことを徐々に進めている段階です。私も保育園長の研修会等にも参加しまして、私自身も勉強していると、そういった意識化の問題がひとつございまして、園長会議を通じながら、私からも資料等を配付しながら、こういう子どもの扱いとか、こういうやり方があるというようなことを随時示しているというようなことですので、まず、この意識化の問題がひとつございます。

それから、前の教育長さんも、幼児、小学生、中学生、高校、ずっと葛巻一本筋の通ったものでやりましょうということで、そういう幼、小、中、高一環の生徒指導の考え方、これを私も非常に大事だと思ひまして、そういう点で小学校もあいさつをしっかりやっているし、保育園の子どもたちもあいさつと、自分が遊んだものの後始末はしっかりやらせましょうと、四つの保育園同じですよというようなことで、これも園長を通しながら、そういうことを指導徹底してもらっているところでございます。私も時々現場を行って見ますけども、そうすると子どもたちは、やはりあいさつも良いですし、それから後片付けもちゃんと自主的にやるというような姿が、年長児の方にも4歳の子にも見えているということは、私は1年目からして大変これは指導が徹底しているなど嬉しく思って現場を見ている状態であります。そういうこともございます。

さらには、先ほどの質問でございますけども、これからの、やはり幼稚園、保育園の機能を両方兼ね備えた子どものしつけ、教育が大事だということは、国もそれを今進めている段階であります。その指導の指針、あとは要領というのも、幼稚園、保育園もほとんど同じ中身になってまいりましたから、そういうことを強く全面に意識しながら、いろいろと教育、指導をしていかなければいけないということでもあります。その中に、先ほども申し上げたような楽器等もございまして、情操面のこともございまして、体験的な様々な活動を通じながら、子どもたちに幅広く、力強い魂を作り上げていかなければな

いと、そういう本当に素地の大事な時期でありますから、それをやっていきたい。これは、なおかつ保育園だけでできるものではありませんから、ご家庭の保護者のご理解もいただきながら、そういう部分をしっかりやっていきたいと思いますということで、今までは日記ですか、書いて渡すのではなくて、その場で親さんと話をしておいたものを、書き物を通してやりましょうと、当面はお便りなどを出しましょうということで、それにも取り組んでいる段階でございます。そういった細々したものについて配慮しつつ、総合的に、徐々に、揺るぎなく、しっかりと進めていきたいという思いで進めているところでございますので、ご理解のほど賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

鈴木満君。

2番（鈴木満君）

今教育長からもお話いただきました。そういう保育士の、さらなる資質向上等をはじめ、そういう連携等で、我が町の教育がさらにレベルアップしていただければというご期待を申し上げまして、私の質問を終わります。

議長（中崎和久君）

以上で今日の日程は全部終了しました。

今日はこれで散会します。ご苦勞様でした。

（散会時刻 14時05分）